

静岡県立大学放射線安全委員会規程

平成19年4月1日 規程第42号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日

令和元年8月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第12条の規定に基づき、静岡県立大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議するほか、学長に対し、助言又は意見を述べる。

- (1) 放射線障害防止に関する学内規程等の制定、改廃に関すること。
- (2) 放射線障害防止に関する規程等の学内への周知に関すること。
- (3) 放射線障害防止上、重要な計画の作成に関すること。
- (4) 業務従事者及び一時立入者の教育訓練の企画に関すること。
- (5) 業務従事者の健康診断の企画及び実施結果の評価に関すること。
- (6) 異常及び事故の原因調査並びに必要な措置及び改善策に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、放射線障害防止についての学長からの諮問に関すること。
- (8) その他放射線障害防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 予防規程第8条のセンター長
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第34条の放射線取扱主任者
- (3) 薬学部の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者2人
- (4) 大学院薬学研究院の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (5) 食品栄養科学部の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (6) 大学院食品栄養環境科学研究院の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (7) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (8) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第3号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 教育実習に係る専門的事項を処理するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月30日から施行する。